

ごみの出し方、間違っていないですか？

町内で出し方を間違っているごみがよく見られます。

下の写真は、実際に出されたごみで、このような出し方をされますと、ごみが散乱する原因にもなり、周囲の方にも迷惑がかかります。また、火災の原因にもなる事例も含まれており、大変危険ですので絶対にやめてください。

ごみの出し方を再確認して、正しくごみを出すようにしてください。

×町指定の袋に入っていない。



他の自治体の袋です。

レジ袋や、他の自治体のごみ袋などに入れないでください。
町指定の専用袋に入れて出してください。

×中身が分別されていない。



不燃ごみ袋に缶やビンが入っています。

可燃・プラ・不燃・資源物を混ぜた状態で出さないでください。
それぞれをきちんと分別し、定められた方法で出してください。

×町指定の収集場所、収集日に出さない。



可燃ごみ置場に不燃ごみが出ています。

町で指定した収集場所、収集日以外にごみを出さないでください。
ごみが散乱するなど周囲に迷惑がかかります。
※収集場所等は下欄で再確認を！

×スプレー缶などの危険物が入っている。



不燃ごみ袋にスプレー缶が入っています。

スプレー缶、ライター、乾電池を不燃ごみなどに入れないでください。
収集車の火災の原因となり、大変危険ですので、資源の収集日に専用かごに入れてください。

収集日当日のゴミ出し時間を守ってください

- ・収集日の**朝 8 時 30 分までに**指定の収集場所へ交通の妨げにならないよう出してください。
- ・可燃ごみは、ごみネットが設置してある収集場所では、ごみネットの中に入れてください。
- ・生ごみ等は、よく水を切り、カラス、猫に荒らされないよう、袋の外から見えにくくして出してください。

○ごみの収集場所・収集日○

- ・可燃ごみ：町指定収集路線
バス通り北側：毎週月・金曜日
バス通り南側：毎週火・金曜日
- ・プラごみ：各地区の集積場所
毎週水曜日
- ・不燃ごみ・資源：各地区の集積場所
毎月第1～4木曜日
(地区割は右のとおり)

- ・第1木曜日
大字西條（城前田地区を除く）
- ・第2木曜日
大字花常・馬島・中島・堀之内
大字西條の城前田地区
- ・第3木曜日
大字三本木・砂子
- ・第4木曜日
大字八ツ屋・長牧・東條・北間島
鎌須賀

発行：大治町役場

建設部産業環境課

☎ 0 5 2 - 4 4 4 - 2 7 1 1



狂犬病予防集合注射のお知らせ

犬を飼っている方は、狂犬病予防法により毎年度、狂犬病予防注射を飼育犬に接種しなければなりません。



下記の日程により、狂犬病予防集合注射を実施しますので、お近くの会場をご利用ください。

(雨天決行)

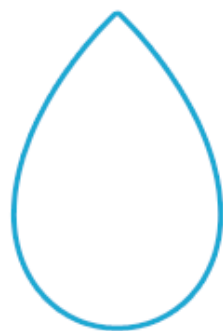
実施日	時間	会場
4月10日(月)	午後1時30分～午後3時	大治町公民館下駐車場
4月11日(火)	午後1時30分～午後3時	八ッ屋防災コミュニティセンター駐車場
4月12日(水)	午後1時30分～午後3時	西條防災コミュニティセンター駐車場

- ① 料金 3,400 円 (注射料金 2,850 円・注射済票交付手数料 550 円) ※飼い犬が未登録の場合は、6,400 円 (登録手数料 3,000 円加算)
- ② 事故防止のため、会場へは飼い犬を制御できる方がお連れください。
- ③ 飼い犬の健康状態によっては、注射できないことがあります。

ご不明な点等がありましたら、役場産業環境課までお尋ねください。

MOTTAINAI

混ぜればごみ、分ければ資源 分別先進地をめざそう！！
MOTTAINAIから始めよう！！



MOTTAINAI

役場前資源物回収拠点は、資源以外の
可燃・不燃・プラスチック
ごみは出せません。

役場前資源物回収拠点 4月から第2・4土曜日の収集はじめます！！

日頃より役場前資源物回収拠点をご利用いただきましてありがとうございます。利用者みなさまからの「役場前資源物回収拠点を休日に開放してほしい・・・」という声にお応えし、平成29年4月から毎月第2・4土曜日の収集を開始します。詳細は下記のとおりです。ぜひご利用ください！！

日時：毎週 月曜日～金曜日（祝日除く）
毎月 第2・4土曜日（祝日含む）
午前9：00～午後5：00

お車でお越しの場合は、こちらへ駐車してください。

会場はこちらです。



※第2・4土曜日の収集開始は、平成29年4月からとなります。

※資源回収拠点をご利用の際は、周辺住民の方のご迷惑にならないよう、お静かにお願いします。

<<回収品目>>



- ・アルミ缶
- ・スチール缶
- ・スプレー缶
- ・ペットボトル
- ・ビン
- ・新聞
- ・雑誌、雑古紙
- ・ダンボール
- ・紙パック
- ・衣類等（衣類・カーテン・タオル・ぬいぐるみ・毛布・かばん等）
- ・乾電池
- ・ライター
- ・家庭用インクジェットプリンターのインクカートリッジ
- ・小型家電

（携帯電話、パソコン（ブラウン管型モニター除く）、ワープロ、デジタルカメラ、デジタルビデオカメラ、家庭用ゲーム機、FAX一体型電話機、カーナビ、携帯音楽プレイヤー、ハードディスクレコーダー、電子手帳、電卓、電源コード類）